

社会福祉法人近江ちいろば会 ぼだいじ居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会（以下、「本会」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2. 利用者の身心の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、他の居宅介護支援業者、介護保険施設等との連携に努める。
5. サービスの提供にあたっては、国基準を基本とするが、湖南省指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼだいじ居宅介護支援センター
- (2) 所在地 滋賀県湖南省菩提寺327番地4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ぼだいじ居宅介護支援センター（以下「本センター」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名：本センターに従事する常勤職員

(管理者の職務)

管理者は、本センターの介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) その他補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の業務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本センターの営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。

休日は、土曜日・日曜日、12月30日から1月3日までとする。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第 6 条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：本センターの相談室

(2) 使用する課題分析表の種類：居宅サービス計画ガイドライン方式等

(3) サービスの実施状況および課題の整理

1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者の居宅に訪問しサービス内容等について話し合う。

(利用料等)

第 7 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

(1) 本センターから片道 実施地域を越した地点から 1 kmにつき 100円

(2) タクシーを利用した場合は実費負担

3 前項に規程する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、湖南省とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

(衛生管理等)

- 第11条 事業者は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持等)

- 第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業員の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時に取り決めることとする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

(苦情処理)

- 第13条 苦情処理の手続きに関しては、事業所に掲載している体制、手順に従い行う。

(事故発生時対応)

- 第14条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに、市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な処置を講ずる。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び際して採った処置について記録する。
 3. 事業者は、利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(虐待の防止について)

- 第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (3) 苦情解決体制を整備しています。
 - (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。又、退職後においても在職中に知り得た情報を保持する。
 3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

- (付則) この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成14年 2月22日から施行する。
- (付則) この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成23年12月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。